

簡便な方法による特定歴史公文書等の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則（令和7年郡山市規則第57号。以下「規則」という。）第17条に基づき、簡便な方法により特定歴史公文書等を利用に供する場合の手續について、必要な事項を定めるものとする。

(利用請求の手續)

第2条 簡便な方法により特定歴史公文書等の閲覧を希望する者は、郡山市特定歴史公文書等簡易閲覧申込書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申込書が提出された場合は、郡山市歴史情報博物館以外に排架している場合を除き、原則として当日中に当該特定歴史公文書等を閲覧に供するものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、簡便な方法による特定歴史公文書等の利用に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月15日から施行する。

郡山市特定歴史公文書等簡易閲覧申込書

年 月 日		
郡山市長		
申込者 所在地又は住所 名称及び代表者 氏 名 電 話 番 号		
簡便な方法による特定歴史公文書等の利用に関する要綱第2条の規定により、次のとおり特定 歴史公文書等の閲覧を申込します。		
特定歴史公文書等	資料番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称

備考

- 1 郡山市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則第17条に基づき、利用の促進を図るため、目録において利用制限の区分が公開及び部分公開とされている特定歴史公文書等については、利用請求の手続によらずに、この様式をもって簡易に閲覧をすることができます。
- 2 写しの交付が必要となった場合には、別途、郡山市特定歴史公文書等利用請求書の提出が必要となります。